

## 2 平成19年度における雇用対策の概要

### 【平成19年度山形労働局職業安定行政の重点施策】

#### 1 時代のニーズに即応する総合的な雇用対策

##### (1) 早期再就職促進の強化

###### ア 公共職業安定所における再就職支援の強化

地域の産業雇用情報の収集、職業紹介体制の充実と再就職のための各種支援対策を図りながら、求人と求職のミスマッチの解消に向けた取組や個別就職支援を強化し、平成18年度を上回る就職率を目指す。特に雇用保険受給者の早期に再就職する者の割合を引き上げる。

そのために、職種、能力、経験等によるミスマッチの解消を図る目的から労働市場における各種情報を迅速に収集し、求職者の個々の状態や産業・雇用状況の変化を十分に把握し、きめ細かな職業相談、紹介の実施に努め、的確なマッチングを図る。

また、再チャレンジプランナーによる就職実現プラン（就職活動計画）の作成援助、就職支援ナビゲーターによる体系的な個別就職支援、求職者担当制による個別就職支援、離職後6ヶ月以上1年未満の未就職者の個別就職支援、職業能力開発が必要な求職者に対する公共職業訓練の積極的な受講指示・推薦を行う。さらに、求職活動に必要な知識を付与する「求職活動支援セミナー」の開催及び各種トライアル雇用事業の活用等により、再就職の促進を図る。

一方、求職者の多くが正社員としての就職を希望していることを踏まえ、積極的な求人開拓による正規労働者（正社員）である求人の確保並びにマッチングの実施による正社員求人の充足率向上に努める。

###### イ 公共職業安定所の特性、ノウハウを活かした職業相談・紹介の実施

求職者に対しては、職業相談を通じて、希望する職種や雇用形態をはじめとするニーズや個々の状態を十分に把握し、適時適切な職業紹介等の個別就職支援を実施する。

また、求人者に対しては、求人内容を詳細に把握し、適格紹介に努めるとともに、求職者のニーズを踏まえた求人条件の緩和指導等により応募しやすい求人内容へのアドバイスに努め、求人の充足を図る。さらに、必要に応じ、求人説明会の開催等求人者と求職者との相互理解を深める場を設定するなど、きめ細かな職業紹介等を通じ、積極的な求人・求職のマッチングを図る。

###### ウ 労働市場の的確な分析及び情報の提供

それぞれの労働市場における業種・職種・能力・経験・雇用形態等のミスマッチの状況を分析し、円滑なマッチングにつなげるよう、求人者及び求職者に対して、賃金情報や求人・求職バランスシートなど地域の実情にあった効果的な情報提供に努める。

###### エ 効果的な求人開拓の実施と求人者に対する個別支援の強化

労働市場の動向を勘案し、相対的に不足している求人、正規労働者（正社員）である求人、個々の求職者ニーズに即した求人等を確保するために、効果的・効率的な求人開拓を実施するとともに、詳細な求人ニーズを把握したうえで、条件設定・変更の提案や分かり

やすい求人票の作成方法等の相談援助を行い、計画的かつ的確なマッチングを実施する。受理後3週間を経過しても応募者がいない場合には、求職者情報の提供、求人条件の緩和指導を行いながら、充足のためのフォローアップを強化する。

さらに、年齢にかかわりなく働く社会の実現に向けて、年齢不問求人の割合を高めるため、広報及び公共職業安定所窓口において一層の周知を図るとともに、求人票の記載内容の充実指導と合わせて、年齢制限緩和指導に努める。

また、週刊求人情報の提供、求人自己検索機・ハローワークインターネットサービスの効果的な活用及び求職者への求人情報のダイレクトメール提供等により、求職者への情報提供機能の強化を図る。

#### **オ 雇用機会創出の支援**

良好な雇用機会の創出を図るため、関係団体と連携を図りながら、自立就業支援助成金や人材確保等支援助成金など雇用関係助成金の活用についての広報、相談、援助を行う。

自立就業支援助成金を活用し、雇用保険の受給資格者の創業に係る助成を行うを通じ、その自立を支援する。

#### **カ 刑務所出所者等に対する就労支援**

刑務所出所等（釈放又は退院期の近づいた刑務所受刑者・少年院在院者、保護観察対象者及び更正緊急保護対象者）に対して、関係機関と連携して就労支援を行う。

#### **(2) 若年者に対する雇用対策の推進**

##### **ア 新規高卒者の就職意識啓発と就職支援**

職業意識の形成については、早い段階から図る必要があることから、中学・高校の生徒に対し、様々な企業で働く人事担当者等を講師とする職業講話を実施するとともに、高校2年と3年生を対象に民間教育訓練機関に委託して実施する。

また、より多くの求人を確保し、教育機関と連携して在学中の内定を図るとともに、就職面接会の実施等により、前年度以上の新規高卒者の就職内定率を目指す。

また、ジョブサポーターの活用により、未内定者の職業相談・就職支援を行う。併せて、就職後の職場定着指導を行い早期離職防止に努める。

##### **イ 若年者に対する総合的な就職支援**

働く意欲や心構えが不十分な若年者には、ヤングワークサポートプラザ（地域労使就職支援事業）及び山形県若者就職支援センター（若年者地域連携事業）と連携するとともに、フリーター25万人常用化プランにもとづき、きめ細かな職業相談や就職面接会等を実施する。さらに、若年者トライアル雇用の積極的な活用を促し、トライアル雇用終了後の常用雇用への移行を促進することや、関係機関と連携しフリーター等若者に対する農業就労支援を行うなど雇用機会の拡大を図る。

また、学生、無業者・フリーターの若年求職者が、ボランティア活動など無償の労働体験機会等を通じ、社会参加意識・就職活動意欲の喚起や、企業の募集・採用にあたっての評価を促すジョブパスポート事業の活用・普及に努める。

##### **ウ 新規大卒者に対する就職支援**

大学生等を対象とした求人情報の提供、就職ガイダンス、就職面接会を実施し、就職支

援を図る。また、大学等就職担当職員に対して就職支援マニュアルを配付する等、大学等の就職支援機能の強化に努める。

### (3) 高齢者対策の推進

少子・高齢化の急速な進展の中で、高齢者の就業意欲が高い水準にあり、長年培ってきた知識と経験を活かし、社会の支え手として生き生きと働き続けることができるよう、次の施策を推進する。

#### ア 65歳までの継続雇用の実施

平成18年4月1日の改正高年齢者雇用安定法の施行を受け、定年の引き上げ、継続雇用制度の導入、定年の定めの廃止等の措置に向けて、各公共職業安定所において事業主への指導を徹底するとともに、社団法人山形県高齢・障害者雇用支援協会の高年齢者雇用アドバイザーを活用した人事管理制度の見直し等に係る専門的助言・指導等を実施する。

#### イ 中高年齢者の再就職援助・促進

解雇等による高年齢離職予定者が求職活動支援書の作成を希望した場合、事業主に作成・交付の義務があることについて周知・啓発を行う。

また、中高年齢者トライアル雇用の活用により一層の再就職の促進を図るとともに、シニアワークプログラム事業で実施する技能講習会と合同面接会に積極的に連携・協力を図る。

#### ウ 高年齢者の多様な就業・社会参加の促進

年齢に関わりなく働く意欲のある高年齢者の就業の場を確保するため、シルバー人材センター事業の推進を図り、会員拡大をはじめとする「シルバー人材センター事業活性化計画」策定する。

また、「山形県シルバー人材センター事業推進連絡会議」を通じて、関係機関との連携を強化し、自立的・効率的な事業の推進に努める。

### (4) 障害者に対する雇用対策の推進

「障害者雇用対策基本方針」に基づく障害者雇用に関する各種施策を積極的に展開しながら就職支援を推進し、前年度実績を上回る就職件数を目指す。

#### ア 改正障害者雇用促進法や障害者自立支援法の周知

障害者の就業に対するニーズが高まる中で、精神障害者に対する雇用対策の強化や雇用と福祉の連携による障害者雇用施策の充実強化を図るため、障害者雇用促進法の改正や障害者自立支援法が施行されたことから、その円滑な施行に向け十分な周知・啓発を行う。

また、障害者等の把握・確認にあたっては障害者本人の意に反した雇用率制度の適用等が行われないよう「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」を周知し、適正な雇用率制度の適用を図る。

#### イ 法定雇用率達成指導の強化

民間企業の実雇用率は前年より上昇したものの、実雇用率が低い水準にあることから、平成18年度から適用している新指導基準に基づき新規に指導対象となった企業、雇い入れが一人不足している企業等を中心に、法定雇用率未達成企業の障害者雇用を積極的に促進する。併せて、市町村に対する法定雇用率達成指導を継続して実施する。

#### **ウ 障害者をめぐる厳しい雇用情勢に対応するための就職支援の強化**

障害の種類及び程度等障害者個々人の状況に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介に努めるとともに、的確な求人開拓を実施する。

また、関係機関等と連携し、就職面接会等を積極的に開催するなど、障害者に対する就職支援を強化する。

#### **エ 障害者の雇用機会の拡大**

障害者トライアル雇用を活用、トライアル雇用終了後の常用雇用への移行を促進することにより雇用機会の拡大を図る。

また、山形障害者職業センターと連携し、職場への適応が困難な障害者の働く職場にジョブコーチを派遣し、職業的自立に向け職場適応援助を実施する。

さらに、障害者の雇用促進の支援としての職業訓練制度について、障害者や事業主に周知を図り、効果的な職業訓練の受講指示に努める。

#### **オ 福祉的就労から一般雇用へ**

福祉施設等に対して、一般雇用や雇用支援策等の理解を図るためにセミナー等を開催するとともに、就労支援アドバイザーの活用、養護学校や医療関係機関等へ働きかけるなど一層の就労支援を図る。

また、関係機関の開催する各種会議に出席、福祉施設等を訪問することにより就職支援を強化する。

#### **カ 福祉・医療機関等との連携による就職等支援**

福祉・医療機関、障害者就業・生活支援センター等との連携を図りながら、職業相談等を通じて就職支援に努める。また、必要に応じジョブガイダンス事業を実施する。

### **(5) 地域の実情を踏まえた雇用対策の展開**

#### **ア 地域における雇用創造の支援**

地域の雇用創造に自発的に取り組む市町村等の取組を促進するため、雇用創造効果の高い地域雇用創造推進事業（仮称）の周知を図る。

さらに、市町村等が自ら選択した重点産業において創業するものに対して、創業及び雇い入れに係る助成として、地域創業助成金を活用する。

#### **イ 雇用再生集中支援事業の実施**

地域金融機関における不良債権処理に伴う雇用調整について、事業所情報の収集に努め雇用調整方針対象事業主を把握した場合は、雇用調整方針の作成・届出を働きかける。

また、雇用調整方針対象者のニーズを把握し、関係機関との連携により積極的な求人開拓に努めるとともに、不良債権処理就業支援特別奨励金の活用を図り再就職を支援する。

## **2 多様化する働き方に対応した総合的な対策**

### **(1) 職業生活と家庭生活の両立支援対策等の推進**

#### **職業生活と家庭生活の両立の推進に関する周知啓発活動の実施等**

公共職業安定所や新たに設置するマザーズサロンにおいて、子育てる女性等に対する就職支援の実施を図る。

## (2) 派遣労働者対策の推進

### 民間需給調整機能の適正な運営の確保

職業安定法及び労働者派遣法の周知と円滑な施行を図り、許可・届出及び指導監督等の需給調整事業関係業務を効率的かつ効果的に実施する。特に、請負として行われている業務の中には適正な請負業務とは認められない事例も見受けられることから、請負業務の適正化に向けての指導監督についても効率的、効果的に実施する。

また、引き続き、派遣労働者等からの苦情、相談への適切な対応に努める。

## 3 労働保険制度の的確な運用

### 雇用保険の適正な業務運営の推進

雇用保険適用・給付業務については、基本業務の点検・遂行等の徹底、及び基本手当・教育訓練給付等の適正給付と不正受給防止・早期発見に努め厳格に対処し、適正な制度運営を図るとともに、個人情報の保護に配慮したきめ細かな対応を図る。

求職活動実績に基づく失業認定、職業紹介部門との一体的連携による一層的確な運用を行い、雇用保険受給者の早期再就職を積極的に推進する。